

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （○）  
厚年基金（○）      会計基準（ ）      その他      （ ）

【タイトル】 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を  
改正する法律案の成立について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年5月29日、参議院本会議で、「年金制度の機能強化のための国民年金  
法等の一部を改正する法律案」が可決され、成立しました。

主な内容は以下のとおりです。

<公的年金>

（1）被用者保険の適用拡大

- ・短時間労働者を被用者保険の適用範囲とすべき事業所の企業規模要件に  
ついて、現行の500人超から2022年10月に100人超規模の企業  
まで、2024年10月に50人超規模の企業まで段階的に引下げる。

（2）年金の支給開始時期等

- ・年金の支給開始時期の選択肢について、現行の60～70歳を60～75歳へ  
拡大する。

※なお、繰上げ・繰下げの増減率については、1月当たりの繰上げ減額率を

0.5%から0.4%に変更し、繰下げ増額率は0.7%のまま変更されない見込みです。

- ・65歳以降の老齢厚生年金について在職定時改定の導入を行う。
- ・60～64歳を対象とした在職老齢年金（低在老）について、支給停止としない範囲を拡大し、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（2020（令和2）年度額）に上げる。

## <私的年金>

### （1）DC加入可能要件の見直し

- ・企業型DCについては、厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者とすることができるようにする。
- ・個人型DCについては、年齢要件を撤廃し、国民年金被保険者であれば加入できるようにする（最大64歳）。

### （2）DC・DBの受給開始時期

- ・DCについて、受給開始時期の上限年齢を75歳に上げる。
- ・DBについて、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

### （3）企業型DCとiDeCoの併用

- ・企業型DCの加入者について、規約の定めや事業主掛金の引下げがなくても、本人が希望すればiDeCoに加入できるようにする。

内容の詳細は、以前ご連絡した「年金NEWS・メルマガ」（以下URL）をご覧ください。

<DC法・DB法の改正に向けた方向性について>

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/707\\_nenkin\\_news\\_20200110\\_1.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/707_nenkin_news_20200110_1.pdf)

<DC法・DB法の改正に向けた方向性について（別紙）>

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/707\\_nenkin\\_news\\_20200110\\_2.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/707_nenkin_news_20200110_2.pdf)

<第15回社会保障審議会年金部会／社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）  
について>

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/275\\_nenkin\\_magazine\\_20191226.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/275_nenkin_magazine_20191226.pdf)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等  
（D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1 特約運用状況）をご覧いた  
だくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)